

令和8年度(令和7年分)市・県民税申告書は自分で作成して提出しましょう!!

市・県民税等の申告について

ID 192073224

申告前にご確認ください!

申告書の作成をスムーズに行うため、あらかじめ必要書類の確認を行い、ご自分で申告の準備、作成(申告書、医療費控除明細書、事業所得(営業等、農業)または不動産所得がある方は収支内訳書)をお願いします。

また、市・県民税申告書は、市ホームページから作成、印刷できます(1月下旬予定)。作成した市・県民税申告書は、会場入口付近に設置する申告書受付箱へ投函、または郵送による提出をお願いします。

提出先

〒496-8686(住所不要)
津島市役所税務課宛

※市・県民税申告用紙は、昨年申告された方(収入0の申告は除く)を対象に1月末にご自宅へ郵送します。

※市・県民税の申告に限り、申告期間前でも税務課窓口で随時受付(開庁日に限る)を行います。



申告相談の予約受付について

インターネットまたは専用ダイヤルによる事前予約制になります。2月2日(月)から予約を開始しますが、詳細は市政のひろば2月号や市ホームページでお知らせします。なお、専用ダイヤルは混雑状況により、繋がらない場合がありますので、可能な限りインターネットでの予約にご協力ください。インターネットでの予約は、市役所の開庁日に関係なく、24時間受付ができ、空席状況も確認できます。また、市の会場では受け付けできない場合がありますので、下記の「次に該当される方は津島税務署(文化会館申告会場)へ」を必ずご確認のうえ申し込みください。

※複数の配当所得や給与所得、寄附金控除を申告される方、医療費控除明細書等が未作成の方は当日受付をお断りする場合があります。

次に該当する方は津島税務署(文化会館申告会場)へ

- ①令和8年1月1日に津島市に住民票がない方
- ②源泉徴収票などの申告書作成に必要な書類が不足している方(事前に津島税務署にご相談ください)
- ③令和6年分以前の確定申告をされる方
- ④初めて事業所得(営業等、農業)または不動産所得の申告をされる方
- ⑤個人事業主で青色申告をされる方
- ⑥退職所得のある方で確定申告をされる方
- ⑦確定申告をされる方で事業所得(営業等、農業)または不動産所得の収支内訳書が未作成の方
- ⑧令和7年中に土地や家屋、株式を売却された方や暗号資産(仮想通貨)、FXの申告をされる方
- ⑨家屋の新築または購入などにより新たに住宅借入金等特別控除を受けられる方
- ⑩死亡した方の確定申告をされる方
- ⑪国外居住親族の扶養控除を受けられる方
- ⑫消費税・贈与税・相続税の申告をされる方

問合 市・県民税申告について 税務課市民税G ☎55-9263
確定申告について 津島税務署 ☎26-2161

津島税務署からのお知らせ

問合 津島税務署 ☎26-2161

確定申告は、スマートフォン・マイナンバーを利用して、簡単・便利なe-Taxで!

スマートフォンとマイナンバーカードを利用したご自宅等からのe-Tax申告をご利用ください。国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税・消費税・贈与税の申告書、青色申告決算書、収支内訳書の作成やe-Taxによる送信ができます。

また、マイナンバーカードを利用してe-Taxで申告する際、マイナポータルと連携することにより、給与所得や公的年金等の源泉徴収票、医療費等の情報が自動入力されます(給与所得の源泉徴収票はお勤め先から税務署にe-Taxで提出された場合に連携対象となります)。

※マイナンバーカードの電子証明書は、有効期限が設けられており、有効期限を過ぎた場合は、e-Tax手続等のご利用ができません。有効期限が過ぎている場合には、早めに更新手続をお願いします。



作成コーナー



所得の申告に必要な書類を送付します

おむつ代に係る医療費控除確認証明書の交付

令和7年12月31日現在、要介護認定を受けている方で、次の要件を満たす場合、市が交付する「おむつ代に係る医療費控除確認証明書」により確定申告等の医療費控除におむつ代を含むことができます。

該当する方は交付申請をしてください。

対象 令和7年中の要介護認定の有効期間が6ヶ月以上となる方で、介護保険主治医意見書で寝たきり状態にあり、かつカテーテルを利用しているまたは尿失禁の可能性があることを確認できる方

※要件を満たす主治医意見書に係る要介護認定の有効期間のみ控除の対象となります。

※津島市以外の自治体で要介護認定を受けている場合、津島市では交付できません。

※確認証明書は後日郵送します。

申請・問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

納付額確認書の発送

所得の申告で社会保険料の控除に必要な国民健康保険税・後期高齢者医療保険料・介護保険料の納付額確認書を1月下旬に送付します。

送付される方

- ・納付書または口座振替で納付している方
- ・遺族年金や障害年金からの天引きで納付している方

問合

国民健康保険税

保険年金課国民健康保険G ☎24-1113

送付されない方

- ・既に市役所で交付を受けている方
- ・老齢・退職年金等からの天引きで納付している方(年金保険者から送付される公的年金等の源泉徴収票をご利用ください)

後期高齢者医療保険料

保険年金課医療・年金G ☎24-1114

介護保険料

高齢介護課介護保険G ☎24-1117



障害者控除対象者認定書の発送 ID 315085924

所得税および市・県民税の障害者控除を受けるために必要な「障害者控除対象者認定書」を1月下旬に発送します。

対象

特別障がい者

65歳以上で令和7年12月31日現在の要介護認定が「要介護4または5」で、寝たきりまたは重度の認知症の方

障がい者

65歳以上で令和7年12月31日現在の要介護認定が「要介護1以上」の方

※要介護認定の判定において、障害高齢者の日常生活自立度、または認知症高齢者の日常生活自立度が基準以上である方が対象です。障害者手帳とは異なります。

問合 高齢介護課介護保険G ☎24-1117

最期まで住み慣れた自宅で暮らすための第一歩

ID 126328298 問合 海部医療圏在宅医療・介護連携支援センター(あまさぽ) ☎ 58-5989

あまさぽは、医療や介護が必要になっても、可能な限り人生の最期まで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、限られた医療、介護資源を広域的かつ効率的に活用するために、海部医療圏7市町村(津島市、愛西市、弥富市、あま市、大治町、蟹江町、飛島村)が共同で運営しています。

業務内容 市民の方へ在宅医療を身近なものとして考えることができるよう、チラシの作成や講演会等の普及啓発、在宅医療に関する相談対応を行っています。

場所 神守支所1階会議室

開設時間 午前8時30分～午後5時15分(土・日曜日、祝日、年末年始は除く)



市政に関する情報はいつでも気軽にLINEから!



市LINE公式アカウント

友だち募集中!

ID 862904920 問合 秘書広報課広報G ☎ 55-9584

アカウントの特徴

①子育て、イベントなど、あなたにとって**必要な情報のみお届け**します!

※様々なジャンルから必要な情報を各自でお選びいただけます。

②市のことが丸わかり! アクセスしやすい**メニュー画面から情報を入手**できます!

市民の皆さんからの情報提供もLINEから

市の道路・公園の損傷状況について、LINEで**情報提供が可能**です。情報提供いただいたものは、順次可能な限り、対応いたします。

友だち登録はこちらから♪

